戰國時代以後に於ける甲冑の變革に就て（中）

文學士　江馬務

三　本說（中）

胴　此の時代に於ける甲冑の胴は前述兜の場合と同じく着用の人の隨意により舊式のものと新式のものとを併用せられき。世人稍もすれば桃山時代などは當世具足或は新舊折衷のみを使用せしならむと論ずるを聞くことあるも、こは絶對に誤解に陷れるものにて、試みに當時の戰記を繙讀すれば蓋しその事實なるを悟るべし。今試みにその二三の例證を擧げむか『奥羽永慶軍記』には松庵寺の惡僧存泰といへる者、大鎧を着し、大長刀を振りて闘ひしことを記し『上州治亂記』等にも亦大鎧の記事あり。又『太閤記』には松下之綱が臣藤吉郎をして胴丸を購はしめしこと『東遷基業』にも子持縞の胴丸のこと見ゑ『大内義隆記』には崩黄の腹卷『土佐物語』等にも同じく腹卷の記事散見せるを以て觀れば、當時猶ほ舊式の甲冑使用せられしこと疑なきものゝ如し。

然れども戰國時代の戰法は從來行はれし騎戰より步戰に移りし所にして、戰士が要求する所は甲冑の重量輕くして戰場に於ける働作の自由敏活に在りたるを以て、從前の容積大に重量甚しく且つその他に殆んど忍ぶべからざる缺點を伴へる甲冑は、勢ひ爰に何等改良を來さゞれば已まざる機運に到達せるなり。參照一　而して其の改革の先驅として先づ現はれしは素掛威なりとす。抑素掛威とは從來の鎧が毛引とて絲、革、或は裂を以て隙間

もなく威せるに反し、是れ等の中多くは絲を以て疎に威すをいふ。然るに爰にまた甲冑武器界に更に一大恐慌を齎しは、天文十二年葡國より輸入せられて漸次流行せし鐵砲の軍陣に採用せられしこと是れなり。誠に鐵砲の使用は池中に石を投じたる如くその波紋は奈邊に停止するかを知らざりき砲彈は室町時代に於て粗造なりし甲冑の小札を容易に貫通せり。されば爾後甲冑の材料は全然鐵にするの已むを得ざるに至りぬ。抑從前の甲冑を構成せる小札は煉革を小片に切り、これに威毛を貫きて綴合せるものなるが、參照二 當時にありては源平時代の遺物に見るが如き堅牢にして而も精巧なる煉革は、その製造の勞力と時日と費用の莫大に騰る爲め需要も少く製造も困難なりしかば、比較的製造に容易なる鐵製の具足がこれに代りて流行せしも偶然に非ずと謂ふ可し。

抑甲冑に鐵材を用ひしことはその起原上古にありしも、參照三 中古には殆んど中絶し、源家重代の什寶薄金の鎧が鐵製なりしと傳へらるゝは當時にありて頗る稀有の例に屬す。されど又剛勇の士は革小札と鐵小札とを交互に混用して、一枚まぜと稱し、參照四 殊に南北朝以來鎧の下に金胴を着若しくは鎖を着ることありしは、後世の鐵胴、鎖繻絆使用の起原と見るべきものなること、參照五『本朝軍器考補正』にも既に論斷せり。

鐵材を用ひて胴を作るに當り、魁せしは胴丸式素掛の具足たる—最上胴なり。參照六 永祿の頃最上胴を模し鐵板を鋲にて綴合せし楯皮胴參照七 鐵板を縱に連結せし楯無胴、參照八 堅剝胴、更に單簡なるは腹背各二枚の鐵板を以て作れる佛胴なり參照九。又鐵板の數によりて四枚胴五枚胴などいへる名稱を稱ふるもあり、これ胴の名稱、定義人により異同あるを以てなり。その他胴の風姿、腹背の凹凸等夫々着用者の好によりて類別多く、『兵

器圖考』『武具百圖』『單騎要略製作辨』『武具訓蒙圖彙』予の藏せる寫本松宮俊仍著『武門事林』寫本『鎧の卷』『中古甲冑製作辨』等によれば、肩幅廣く裾狹き雪の下形、肩幅狹く裾廣き麥粒形（參照十）蝦胴は胴の背の割れたるもの、俗に背割具足といひ鳩胸は胸の張出でしもの、乳房胴は乳の邊を突出せしむるもの、餓鬼胴は肋骨を突出せしむるもの、仁王胴は仁王の腹の如きものにて、就中餓鬼胴の如く一見人をして嫌惡を感ぜしむる如きものを使用して得々たりしは此の時代の特徴なりき。

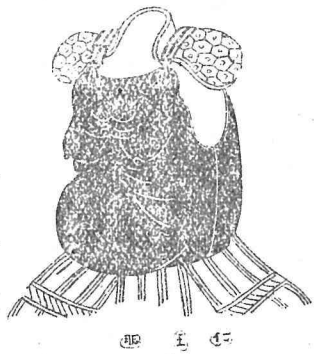

仁王胴

さて今述べ來りたる鐵板は全然切口の直線なるものもあれど、因襲幾百年の久しき小札の上部切斷線の曲線なるを模し、横に綴合する鐵板も亦上部に種々の繰形を入れ、或は小札の横に連續並列せるが如く縱にも太く若しくは細かく筋を入れ、或は又幅太く切りて鐵の大荒目として鋲を打つなど、その構造頗る夥し。その繰形は形によりて碁石頭、山道、丁字、駒、矢筈、篠割、魚鱗等の名稱あり（參照十一）中には當世小札と稱して漆を盛り上げ、外觀上眞の小札の如くなるもあり。是れ等の鐵を綴合するには菱縫、餅縫、胸目、寄掛などの手段あり。（參照十二）中古の鎧は小札黑塗にして威毛に種々の染色文樣を施し、外觀頗る絢爛の美に富みたりしが、室町時代應仁の亂には已に小札に黑以外の色を生じぬ。（參照十三）此の時代には威毛は泯び、假令あるとも疎にして裝飾に資す可からず、よりて鐵板に直接色彩を塗ること、宛も前述兜の場合と同じきものあり。胴の正面その他草摺、袖

にも、文字或は文様を描きて裝飾とし、若しくは包胴として羅紗、革等を以て胴を包み、これに文字文様を染むることもあり。（參照十四）戰國時代の戰士は皆何れも邊幅を修せず、ひたすら武強をのみ心とせしものと思惟するは、餘りに早計にして、甲冑武器の中には一の工藝美術品として價値ある頗る豊麗なる意匠美の存するものあるを現今殘存せる遺物に徵して知るを得べし。

以上述べ來りし具足も鐵製となりてはその構造著しく變革せり。具足の左脇、前後、左右、綿噛等には蝶番を生じて開閉自由となり、以て着用に便し、所々素掛を施して、屈伸を隨意とし、合目は從來右脇にありしを、具足の種類によりては、左右、前後にも生じ、その後背に合目あるを特に背割具足といへり。草摺は從來胴に隨着せしも、當代には胴と分離して、胴を着しながら自由に袴の紐、佩楯の紐を結解する等の便を與へられ、（參照十五）背には合當離と請筒を附して、之れに差物を差すことゝし、綿噛の下には枕を附して小鰭或は肩當と稱し、具足の重量に對する肩の苦痛を減じ、胴の内外には袋を作りて鼻紙入といひ、藥餌その他を納め、胴の正面には釆配付の鐶を生じて釆配、兜を結ぶ。胴の裏は羅紗、革等を張れり。

以上は大略當期に於ける胴の變革なるが、その主眼とする所は前述の如く堅牢にして重量輕きに在り。德川家康曰く、甲冑は丈夫を宜しとすれど餘り重きは宜しからず。井伊直政は大力にて重き甲冑を着て重しとせざれど、戰場にて度々疵を受けたり。本多忠勝は直政ほど力もなく甲冑も輕きを用ひたれど、戰場にて疵を受けしこと一度もなし。されば甲冑は着る者の働き易からむこそよけれ、云々右は『明良洪範』十五に見えたり。

又『劍甲新論』には謙信の士中村但馬は張貫の鎧を着し、眞田幸村は終身胴のみにて背後を缺き

たる具足を着せしことを記せるも、皆同主旨に出づ。『艮齋閑話』に渡邊幸庵の言として載せたるに曰く、軍中にて戰には素肌甚だ便利なり。籠手、脛當などしては運動惡しく素肌の者と鬪ふ時は必ず敗を取るべし。然し大法あれば心に任せずと。これ等の實際的經驗によりてにや、『劍甲新論』の著者鈴木氏なども、戰場の出立單騎の士は勿論王將と雖、身輕の出立を良とすと結論せり。されば戰國時代以後は一般にこの主旨によりて輕裝を重んぜらるゝに至りしは事實なるも、殊に輕裝せしは雜兵にして、佛胴、楯無胴を着し、前記の姿にて出陣せしなり。胴のことは爰にて止め、次に草摺以下に就て述べむ。

參照一「中古冑製作辨」に毛引の甲冑の缺点を述べて曰く、甲冑に絲多き時は水に浸りて濡を含甚だ重くなり、又濡れては早く乾かず、夏は蒸し冬は凍徹し、泥に浸りては洗へど泥取れず、濡れたるもの日光にあへば臭氣生じ蟻集り病をうく云々

素掛は「集古十種」に義教の腹當あり。

同二　煉革は牛皮の極上なるを水に浸し叩き爛らかし、裏をこそげ取り、表は毛を去り、鰾膠にて幾重にも合すなり。

同三　風俗研究拙稿平安朝の甲冑について

同四　源平盛衰記三井寺僉議の條

同五　太平記畑六郎左衛門の事の條

同六　最上胴の說區々なり。貞丈雜記等にもあれど今は中古甲冑製作辨に從ふ。但し大永年間に始りしとする說は首肯しがたし。

同七　桶皮胴「武林雜話、武器百圖」等に見ゆ。異說二三あれど今は通說に通ふ、「常山紀談」に溜塗の桶皮胴と見ゆ。

同八　これも異說多し。今は鎧の卷などに從ふ。

同九　佛胴　續撰清正記に清正の具足を佛の胴を黑きなめし革にて包み、前後に金の蛇の目ありとあり。包胴の例にもなる、兵器圖考甲陽軍鑑にもみゆ。

同十　肩廣き具足は洛西等持院にあり、楯無なり。

同十一　武用辨畧、

同十二　單騎要畧甲冑製作辯を見るべし。

同十三　應仁記に朱實の具足、關八州古戰錄に金小札緋威。

同十四　仙薩石原氏源の具足に包胴及び胴に八幡大神と書きしあり。榊原康政の古像に波文樣の具足を著せしあり。

同十五　高舘草紙にもみゆ。

草摺　當時は下散、下算とも書きてゲサンと讀めり。參照一　從來草摺はゆるぎの絲若くは蝙蝠付（草のこと）によりて胴に密着せしが、戰國時代に至りては胴より分離獨立するものを生じ、其の保管、及び使用上過去に未だ嘗て經驗し得ざりし便宜を見たり。從來草摺の間數は大鎧は四枚（脇楯の草摺を合せて）胴丸は八枚、腹卷は七枚を普通とせしが、この期に及びては馴致せる慣習法式は全く打破せられて、間數枚數何れも箇人の嗜好に依り、殆んど一定せざるに至りぬ。鹿兒島製作のものには往々胴丸に四間の草摺なるあり、又明珍信家作のものには十三間五下りの異式もありといふ。參照二　構成は昔ながらの毛引もあれど、多くは素掛にして、形式色彩の單調を防がむ爲め、板の形、札頭、色彩、文樣千差萬別にして、胴、袖の塲合と同じく列擧の煩に堪へず。中には最下の板のみが他の板と形狀を異にせるもあり。又最下の部分に毛を植うるものあり。參照三　搖ぎの絲の長さは此の時代に至りて頗る增加し、四五寸のもの珍しからず、この絲の上に上帶を締むる時は胴はこれにより支持せられ、其の重量は直接肩に掛らざるを以て、肩の苦痛を半ば輕減し得るの便益あり。參照四　若し之れに反して搖の絲を短くし、胴に帶せむか、締りもあしく胴摺の負傷をなす恐あり、と『武家重寶記』はいへり。

參照一　武蔭叢話には下算、武家重寶記は下散とかく。又武家重寶記には當時は草摺といへば下算の下端のことを指すといへり。

參照二　鹿兒島製の異式は予が屢見聞する所、明珍の例は中古甲冑製作辨にあり。

參照三　毛あるは嚴島寺の甲冑、京都妙法院の秀吉の甲冑にあり

參照四　慶元軍要錄

袖。中古には大袖と稱して袖の大さ縱一尺五六寸、横一尺一寸にも及べる大形の袖ありしが、鎌倉時代末葉に至り、その美的價値よりも實用主義に傾き、袖の過大は畢竟小にして戰場の活動の自由を得るに若かずとなし、中袖と稱して稍小形のもの、壺袖と稱して下部に至るに從ひて幅狹くなれる袖を生じ、その他反、立冠（冠板の袖の面と直角に曲折せるもの）などの變形も行はれき。戰國時代には舊套を依然として墨守するもの少なからず。參照一　されど戰場に於ける活動の敏捷を期する爲めと、袖の存在により享受すべき利益の大ならざるとは、愈袖ノ形狀の萎縮を促し、遂には籠手さへ堅牢ならば袖の必要なしと認むるに至れり。置袖といへるは袖の形狀の最も小なるものにして、縱は僅かに六七寸に滿たざるものなるが、それすら前述の理由により、一轉して、籠手に密着し、所謂毘沙門籠手を出し、獨立せる袖を有せざる具足さへ生じぬ。參照二　ある具足は右袖を省きて、その代り肩より白毛を籠手の上に垂らして纔かに袖の俤を留め、參照三　又あるものは羽袖と稱して形狀を羽翼に擬し、纔かにその名義を示す。參照四　元龜天正の頃より徒士は全然兩袖を使用せざるものすら多かりき。參照五

袖の形狀は從來の長方形も多けれど、戰國時代以降は戰士の好奇心に唆られて因はれたる舊式を脱し、丸袖と稱する圓形のもの、分銅形のもの、其の他複雜なる曲線の輪廓を有する袖を生ぜしが參照六　就中世上の物象を模せむとして、輪廓は勿論その表面にまで雕鐫せるなど、頗る意匠に苦心せしものあり。物象としては例へば羽袖として鳥の翼形の袖を始とし、木葉、龜甲、瓢簞、鷹尾、團扇、斧形などの類あり。その構造より觀察するも亦小札毛引、或は最上袖（鐵板素掛）の兩式の外に幾多の種別を生じ、瓦袖として鐵板一枚にして下

段素掛なるもの、南蠻袖とて總板一枚に周圍は赤銅四分一の屬を以て種々の文樣ある覆輪を附したるもの、重ね袖とて中央にて袖を綴ぎたるもの、鎖袖とて全部鎖のものなどあり。參照七 或は裏表面々革、織物にて包み、菱縫に毛を植ゑ、冠板に鮫皮を張り、鐵板に蒔繪髹漆するなど、その製法多岐に分る。色文樣も亦に心せて一定の法式更に無きこと胴の場合に同じ。中には家紋を袖の中央に打ちつけしものあり。參照八 而して爰に注意すべきは形狀構造上のかゝる變革は因襲久しき笄金物、同鐶、四つの緒、しつかの緒をして遂に消滅の運に向はしめ、冠板の上部に緒ありて牡丹懸となり、しつかの緒に代るものあり。これを通常置袖といふ。又籠手に仕附くるものあり、これを小袖といふ。『武學拾粹』には袖の便利なるは上部板にして下部二枚程素掛のものなりといひ、『單騎要略』は小袖置袖共に推奬せり。『甲冑着用辨』は曰く總て單騎雜卒は袖無きを可とす。馳走に邪魔になること多し。勇士心得可き事也といへり、要するに當時の戰士が舊式の袖を好まざりしは事實にして、中には袖すら附けざりしもありしを知るべし。

參照一 靈袖のこと大內義隆記に見ゆ、近世具足の大袖を用ひたるは嚴島神社藏淺野長政の甲冑を始として遺物の殘存するもの多し。

同二 毘沙門籠手は伊豫大三島大山祇神社に藏せらる。

同三 京都若林氏藏のものによる。

同四 單騎要畧甲冑製作辨による。

同五 大阪陣古圖、甲冑着用辨、雜兵物語に依る。

同六 單騎要畧製作辨。

同七 同上。

同八 遊就館藏小早川秀秋の具足による。

籠手 籠手の中世の形式は纔かに唯一の遺物たる興福寺藏義經の籠手並びに當時描出せられたる蒙古襲來、春日驗記等の繪卷物に據つてその眞相

を徴することを得るのみなるが、その頃の特徴は概略家地表面の臂金物を挿みて上下に座盤（板）あり、その間は鎖を以て相點綴し、手甲の板は鯰形（親指なきもの）を以てし、手に塡めし後紐を以て結びつくるものなり。紐は冠板より三本出でゝ、中央の一本は頸の後、左右の二本は脇の下にて結び、手頸は繰〆にて留むるものなりといふ參照一。かゝる筒籠手の構造は戰國時代に至りて幾多の變革を見、先づ義經籠手の如く兩肩下を掩蔽するに餘りありし家地の部分は省かれて、籠手表面の面積は小となり、鯰手甲には親指を生じ、手甲の先端は丸の外に角、指の股を繰りたる撮手甲など創造せられ、座盤の板は上下に限らず、且變形するもありて細長き篠、瓢形鐵の小片その他種々の形を生じ、鎖を多用し、冠板は古の位置より更に上りて上端に附着し、古は身體に紐にて結びしもの當代には牡丹懸となりしことなどは、一般的の變革と稱す可きものたり。參照二　籠手に使用せらるゝ鐵も胴袖、草摺等の塲合と同じく種々の色彩に塗らる。曰く花塗、曰く蠟色、曰く錆地、曰く金銀、曰く白檀、その他枚擧に遑あらず。而して家地は表麻の類、純子、八丈等、裏は麻にて澁するもの甚だ多し。參照三

前述せる籠手の形式の外に尙ほ特趣なるものあり。その主要なるものを記すれば、家地大く立襟を伴ふ富永籠手、左右の籠手相連續せる通籠手、（產籠手ともいふ）左右の籠手を紐にて結合せる合籠手、臂以下のみの籠手の半上籠手あり。又金物にて筒となれるは筒籠手、袖の附着せるは毘沙門籠手なり。又籠手の金物の形狀と配置とによりて篠籠手（越中籠手ともいふ。總體二重或は八重鎖の籠手にして、所々短冊の如き細長の鐵板を羅列せるもの）大篠籠手（大平金々以て篠四本斗とし間を鎖にて綴ぢつめしもの）、小田籠手（總

鎖にして所々瓢、花紋、篠桴あり、手甲にも花紋を印せるもの）松葉籠手（輪籠手とも日根野籠手ともいふ。肩より臂まで横に金を並べ、臂より手頸まで大篠三本ありて、その間を鎖とす）等の種類あり。参照四

以上述べし戰國時代以後の籠手の構造の中特に注意すべきは、篠及び鎖の多用なりとす。篠は細長なる鐵板にして、この間隔をきたる羅列は、全面の鐵板よりも重量輕減し得るを以て斯く篠の必要起れるものにして、その形に、丸と剃刀形と二あり。列數も亦籠手により多少あり。現に東京帝室博物館陳列のものには篠十三列のものすらあり鎖の多用も亦篠と同理由に基くものにして、鎖の種類も亦多し。一重鎖、二重鎖、三重鎖、南蠻鎖繰南蠻等あり、その編方も麻葉、籠目、波、龜甲等の別あり。参照五『單騎要略』には產籠手の便利なるを推奬し、『武學拾粹』には筒籠手を上作として賞讃し、『帶甲通』には

筏ちらし、紋ちらし、小板金、たゝみ篠、細篠、しはふくべ等品々の制あれども、見ものにして、かつて太刀除にあらざる多し。丈夫なる小板金、ふと篠にしくはなし。鎖にも品あれども二重鎖よろし。

と見ゆ。以上は何れも自己の經驗と理論との上よりその得失を喝破せるものにして、傾聽に値する論評となす。

参照一　寶物による。軍用記、本朝軍器考、同附圖　集古十種を〻参考す。

同二　兵器圖考、武器節圖、武用辨畧等による。尚多數の遺物の研究の結果なり。

同三　單騎要畧製作辨

同四　同上、尚ほ兵器圖考、寫本甲冑の卷、同武門事林、中古甲冑製作辨、本朝軍器考、單騎要畧、武具短歌等。

同五　細川家記に關原合戰御武具の覺、一御小手しのくさり青漆、家地布表かちん裏水卷とあるもこれなり。